



令和4年4月28日 磯辺小 保健室

【 5月 保健行事 】

2日(月)	聴力検査	3年
6日(金)	聴力検査	2年
9日(月)	聴力検査	1年
10日(火)	聴力検査	ひまわり
12日(木)	耳鼻科健診	1・3・5年
13日(金)	眼科健診	1・3・5年
18日(水)	歯科健診	3年
19日(木)	内科健診	1・6年・ひまわり
26日(金)	内科健診	2・5年
31日(火)	尿検査一次	全学年

耳鼻科健診 【うける^{まえ}前に・・・】

- ① みみあかをとっておく(前の^{まえ}白)
- ② はなをかんでおく。
- ③ かみのけをまとめる。または^{みみ}耳にかける。
- ④ まえの^{ひと}人のやりかたをよくみておく。

歯科健診

朝^{あさ}ごはんの^{あと}後に、ていねいな^ほ歯みがきをしておく。

管理下のケガ
で受診!

保護者の方へ・・・

—スポーツ振興センターについて—

✦担任へ 申し出てください。

スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、学校の管理下において児童の災害(負傷・疾病・障害・死亡)が発生し、医療機関での処置を受けた場合、それに対して医療費などが4割(3割保険分+1割見舞金)支給されるシステムです。スポーツ振興センターの掛金は、1年契約で920円ですが、豊橋市が460円を負担してくれますので、児童1人につき460円を5月の集金で徴収させていただきます。

(※加入に同意されても、掛金が支払われない場合は契約できません。ご注意ください。)

【質問】小・中学生は、病院窓口での自己負担はないです。それでも、スポーツ振興センターに申請した方がいいのですか？

【回答】加入すると、療養費に要する費用の1割が保護者に支給されます。

【質問】スポーツ振興センターは4割支給なのに、保護者への支給は1割なのですか？

豊橋市の小学生の医療費助成制度(※)利用分(3割)は、市で公費負担していますので、豊橋市に返納します。そのため、実際に各保護者へ支給されるのは、療養費に要する費用の1割のみとなります。「医療用装具」については、4割支給になります。

※『医療費助成制度』とは…「こども医療費助成制度」「障害者医療費助成制度」

◎学校管理下とは… 「母子・父子医療費助成制度」など

登下校中(決められた通学路、通学方法に限られる)

授業中、休み時間

部活動中(学校長が承認した練習で、月の練習予定にあらかじめ組まれているもの)

野外活動や修学旅行などの学校行事中

